

令和 6 年 3 月 18 日  
健康部保健予防課

## 練馬区自殺対策計画〔第 2 次〕について

### 1 計画の策定

令和 4 年 10 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」、令和 5 年 3 月に策定された「東京都自殺総合対策計画（第 2 次）」および練馬区の現況を勘案し、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、練馬区自殺対策計画〔第 2 次〕を策定する。

### 2 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 3 計画の概要

別添のとおり

### 4 練馬区自殺対策計画〔第 2 次〕

別添のとおり